

【資料3】

青森県受動喫煙防止条例案の内容に係る意見照会 その他意見について

主な意見	回答者	対応案	論点項目
本県の独自規定の置き方について			
配慮規定と努力義務規定等について			
(ア) 県民すべてが、子どもや妊産婦に対して受動喫煙を生じさせないよう配慮する旨の規定を置くことに賛成	7名	骨子案(県民の責務)では、改正健康増進法の表現を踏まえ、努力義務とせず、配慮規定の考え方を反映しています。受動喫煙の影響が大きい子どもや妊産婦を守る考え方を示すことは重要と考えます。	①
(イ) 子どもや妊産婦の受動喫煙防止については(配慮ではなく)努力義務とすべき	1名		
(ウ) 第1種施設において、特に子どもを受動喫煙から守ることについては、強く(×印で)対応すべき	1名		
子どもや妊産婦への配慮規定に係る対象(空間指定)のあり方について			
(エ) 子どもや妊産婦への配慮規定を設ける場合でも、福島県条例のように具体的な空間の指定(車内、通学路、学校等周辺の路上など)はすべきでない	1名	骨子案(県民の責務)では、より広く効果を及ぼす観点から、場所を限定しない包括的な表現としています。	②
条例の施行時期について			
(オ) 受動喫煙防止の推進のため、できるだけ早期の制定・施行を期待	2名	施行時期は県議会等との兼ね合いもあります。条例の効果なども踏まえ、皆様の御意見を伺いたいと考えます。	③
条例の周知について			
(カ) 事業者とも連携し、県民に対して工夫して周知を図ること	3名	ご意見を踏まえ、市町村や事業者等との連携について骨子案(県の責務)に反映の上、適切な周知に努めます。	④
(キ) 市町村にも丁寧に説明した上で、県が主体となって周知を図ること	2名		

主な意見	回答者	対応案	論点項目
個別対策について			
(キ) 中高生への喫煙防止教育も重要	1名	いただいた意見について学校教育を所管する教育庁と共有の上、今後の検討課題といたします。	—
(ク) 路上喫煙や吸い殻のポイ捨てに対する規制や取組についても検討すべき	2名	骨子案(県民の責務)では、より広く効果を及ぼす観点から、路上に限らず広く受動喫煙防止につなげる表現案としています。 また、本条例は県民の健康の保持増進に寄与することを目的としており、ポイ捨てについては環境美化等を目的とする「青森県空き缶等散乱防止条例」において、たばこの吸い殻等の投棄禁止として規定されています。	—
条例による規制の考え方について			
(ケ) ・法への準拠を原則とし、条例による規制対象は限定的とすべき ・法に沿った分煙環境の整備等が重要で、事業者への影響も考慮し、厳しい内容の条例は避けるべき	2名	貴重なご意見として承ります。	—